

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議事係

市街地活性化特別委員会会議録			
日 時	平成14年 3月18日(月)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 3時00分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中村委員長、秋山副委員長、成田・大竹・斉藤(裕)・古沢・小林・八田・武井・北野・佐々木(政)・高橋 各委員		
説明員	市長、助役、総務・企画・財政・経済・土木・建築都市・港湾各部長、水道局長ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

会 議 の 概 要

委員長

ただいまより、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に斉藤裕敬委員、武井委員をご指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許します。

「マイカル小樽の動向について」、企画部副参事。

(企画) 山田副参事

2月25日に開催されました当委員会以降のマイカル小樽の動向につきまして、ご報告いたします。

最初に、1月下旬に閉店の方針が明らかになっていました小樽ビブレの閉鎖時期についてでありますけれども、去る3月8日に株式会社マイカルの服部法律管財人代理と市橋事業管財人補佐が来庁し、閉鎖日を8月31日にしたい。現在のテナントについては、OBCに引き継ぐことでOBCの了解を得た。従業員の雇用相談については、既に店内に雇用相談窓口を開設しているので、引続き、そこで対応したい旨の報告がございました。

市としては、更生会社株式会社マイカルが、今後の会社更生に向けて不採算店舗を閉鎖する方針の中で、小樽ビブレを閉鎖することは大変残念なことでありますが、市を初め、地元経済界が要請していた業務委託契約やテナント契約を結んでいる店舗の扱いについて、OBCに引き継がれるることになり、一定の配慮をいただいたものと考えてございます。

次に、先週16日にOBC社長並びに副社長、及び申立代理人の高島弁護士が来庁し、小樽市並びに商工会議所に対し、民事再生計画案の骨格の報告と地元支援の要請がありましたので、その概要をご報告申し上げます。

まず1点目、再建の基本スタンスについては、自主再建とする。

二つ目、計画案の提出期日は延長をしない。これは3月29日以降、延長しないという意味であります。

再建に当たっては、一つ、現OBCの資本金を100%減資し、新たに出資者を募り、新会社に移行する。

二つ目、新会社は、マイカルグループを離れ、市内を含む道内各方面の方々に出資のご協力をお願いする。

三つ目、新会社は抵当権設定の日本政策投資銀行の支援を受け、土地などの資産を売却することで資本を調達し、一般再生債権の返済と店舗リニューアル資金に充てる。

四つ目、別除権者の債権については、別除権協定を締結し、長期間をかけて返済をしていく。

ビブレ棟の対応については、ビブレ棟のマイカル撤退後は、既存テナントを主に1、2階に集約して新会社のOBCが運営する。3、4階は、現在も行っているリーシングを積極的に行いながら、新たなテナントを確保するというところでございます。

また、小樽市を初め、地元への支援要請についてであります。土地の売却に当たっての支援として、取得していた保留地の転売禁止の解除をお願いしたい。

二つ目、中高層住宅用地の売却先のあっせんをお願いしたい。

これが小樽市に対しての具体的な当面の支援要請でございます。

それから、地元経済界には、新会社へのお出資金の協力をお願いしたい。

以上、ただいま申し上げた考え方に基きまして、OBCは、別除権者や関係機関と最終的な詰めを行い、3月29日に民事再生計画案を提出する予定であると聞いてございます。

なお、土地売却に当たって、市に持ち出されました案件については、できる範囲で協力をしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

委員長

今定例会において付託された案件について、説明願います。

「議案第40号」、土木部山田次長。

土木部次長

今定例会に提出しております議案第40号小樽市特別会計設置条例の一部を改正する条例案について、ご説明申し上げます。

小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業につきましては、平成7年7月公布、同年12月施行の施行条例に基づき事業を進めてまいりましたが、昨年6月の換地処分公告後、8月には清算金の徴収・交付を終え、これによって土地区画整理法に基づく事務事業が終了したことから、10月には施行条例及び保留地処分規則などの関係規則を廃止したところであります。土地区画整理事業の会計につきましては、平成7年8月に、その収支の状況を明らかにするため、小樽築港駅周辺地区土地区画整理事業特別会計を設置し、事業運営に当たっておりましたが、3月末をもって業務を完了することから、特別会計を廃止することにし、小樽市特別会計設置条例の一部を改正するものであります。

なお、出納閉鎖期間において予算を処理し、それも決算を処理する必要があることから、経過措置に関する附則を設けるものでございます。

以上でございます。

委員長

「議案第47号」、市街地活性化対策室渡辺主幹。

(建都)市街地活性化対策室渡辺主幹

議案第47号について、ご説明いたします。

これは市街地活性化対策室の事務所の移転についてであります。中央通における移転補償契約が、来年度残り11件となり、この移転補償に係る事務量が減少するため、職員12名体制から8名体制とすることが見込まれること。

また、年500万を超える財政負担の軽減を考え、来月から市街地活性化対策室の事務所を中心市街地にある現在地と同様の機能を有する市分庁舎へ移転するものであります。

以上であります。

委員長

これより質疑に入ります。

なお、順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

古沢委員

中小企業センター問題について

私は、主に二つの点で質問をさせていただきます。

一つは、議案第47号に関連して、特に中小企業センター問題です。

もう1点は、今、動向についての報告がありましたマイカル問題であります。

最初に、中小企業センター問題に関連して、幾つかお伺いしたいと思います。

提出をされております議案第47号ですが、これは中小企業センターの廃止を前提とした条例改正案ということでしょうか。

(建都)市街地活性化対策室渡辺主幹

基本的に言いますと、施行条例の第5条におきまして実施主体を変更するものなのですが、これは土地区画整理法上の第53条第2項に事務所の所在地が記載されているものですから、その点に対する変更ということでご

ざいます。

今、中小企業センターの絡みの中での話なのですが、活対といたしましては、年500万を超える財政的な負担の軽減も考えまして、中小企業センターが出た後に入っていきたいというふうに考えてございます。

古沢委員

そうであれば、我が党は議案の第47号に賛成できないわけですが、関連して幾つか質問いたします。

平成11年の11月に中小企業基本法が国会で可決・成立いたしました。

ご存じのとおり、我が党は反対であります。

その理由は、大きく言って二つ。

一つは、大企業と中小企業の格差是正、これらの積極的な理念が改正案から欠落をしていること。

もう一つは、ベンチャー企業や一部優良企業に視点の重点を、その余りに零細企業は切り捨てる政策的転換になっているのではないかという点。

こういった点で反対したわけですが、この基本法が改正されたもとで現場の仕事はどのように変わっているか、まずお伺いします。

(経済) 中小企業センター所長

法が変わったかどうかはともかくとして、新規操業に対する相談などが見受けられるような状況にはあります。

ただ、仕事が特段に変わったという状況にはないというふうに思っております。

古沢委員

幾つかの指数からお伺いいたしますが、基本法第2条の第1号及び第2号で定めている中小企業の数ですが、市内における全体の企業数に占める割合、中小企業の数と割合についてお示しください。

(経済) 中小企業センター所長

中小企業とか、そういう概念でちょっと資料を持ち合わせてはございませんけれども、小樽市内における平成11年の事業所数が7,722、そのうち法人が4,165、うち会社が3,747というふうに承知しております。

古沢委員

全国的に見ても、法律で規定する中小企業というのは90%を大きく超えている。小樽で言えば99.何%という、いわば中小企業でない法人として数えられる法人は、ごくわずかという状況です。

それでは、年次別に事業所数の移り変わり、最近の5年ほどでざっとご報告いただけますか。

(経済) 中小企業センター所長

事業所数の推移でございますけれども、平成3年が8,889、平成8年が8,407、平成11年が7,722というふうになっております。

古沢委員

1,000社強減少しているわけです。

あわせて、年次別に商業概況に見る商店数の推移についても、特に小売業で結構です。お示しください。

(経済) 中小企業センター所長

小売業の推移でございますけれども、平成3年が2,414、平成6年が2,276、平成9年が1,960、平成11年が1,946となっております。

古沢委員

つまり、小売業、商店数の推移では、この間、5件に1件の割合で廃業、減少しているわけです。

総じて言えば、いつも言われることですが、小樽は中小企業の町、中小企業といっても、その中でも規模の小さい零細業者が中心の町、そういうふうに言われておりますが、そう言って構いませんね。

(経済) 中小企業センター所長

総じてというか、小樽は中小企業の町と言われていまして、そういうふうになるのではないかと思います。

古沢委員

平成11年の11月に開かれた市街地活性化特別委員会ですが、そこで私が質問したことに対して、特に中小企業センターと経済部商工課の組織の問題で質問したわけですが、これに対して、経済部長は、このように答弁されています。

「時代に即応する組織が必要だ。市民や中小企業にわかりやすく相談指導が受けやすい係で、他の機関とのつながりも密接に行われるような仕組み、商工業者のため、相談しやすい組織にしたい」と答弁されました。ご確認くださいませか。

経済部次長

ただいま申されたとおりの発言をさせていただいております。

古沢委員

そこで、その検討の結果が、今回の新年度からの機構改革だったわけですが、新しい機構と職員の配置はどのようになっていますか。

経済部次長

ただいまご指摘ございましたように、平成11年の当委員会の中で、そういった答弁をさせていただいておりますが、その際にも、同じ答弁をさせていただいておりますが、それ以前からなのですが、正直に申し上げまして、商工課と中小企業センターの事務がふくそうしておりまして、市民の方から見ても所管がなかなかわかりづらい、こういうご指摘もありまして、かなり長い期間をかけまして検討をさせていただきました。

その検討結果といたしまして、今回の機構改革の案でございますが、率直に申し上げまして、ただいま申し上げましたような、そういう重複する部分の業務を一本化して効率化を図ることが一つと、市民の方から見て、担当窓口をわかりやすいものにする、こういうことがございまして、その結果といたしまして、人員につきましては、現在、20名の職員を19名に減員する。

中身といたしましては、現在3名ある主幹職のうち、商業振興担当の1名を残しまして2名を廃止するということとなりますが、その一方では係員を3名増員するというので、2課体制をとることによりまして、体制のライン化をきちっとしまして、責任分担をはっきりするということ。

それから、さきほどから申し上げておりますように、産業振興と商業労政という形で窓口を明確にする、こういったような観点から行いますのが、今回の機構改革でございます。

古沢委員

全体の職員数が1名減の20から19ですね。それから、労政担当業務の主幹職の廃止であります。企業立地に関する主幹職も同様に廃止です。それから、相談・融資業務に携わる係職員が4名から3名へ1名減。

特に気になるのは、労政業務担当の主幹職が廃止されるということと、相談・融資業務関係が1名減員になるということが、中小企業、零細業者の皆さんの要望から見て、そこで働く労働者の実情から見て、どういう意味があるのか、ちょっと伺わせてください。

経済部次長

ただいまご指摘がございました2点についてでございますが、まず、労政担当の方でございますが、ご承知のように、最近のこういう厳しい雇用情勢を踏まえまして、こういった労政担当の主幹職のポジションだけで取組を決めるといふような形にはなかなか得ません。

もう既に、ご承知のように、小樽市としましても緊急雇用対策案をつくりまして全庁的に取り組んでいることもございますし、経済部といたしましても、経済部全体で取り組まなければならない、そういった現状も踏まえまして、商業労政課という形になりますが、こういった中で、係員も充足をいたしまして、そういった中で一体的に取

り組んでいく、こういったスタンスでもって、労政の方についても、ある面では強化されたというふうに考えてございます。

もう1点の相談業務の方でございますが、さきほども申し上げましたように、現状の相談業務につきましては、中小企業センターへ行くものと、商工課の方に来るものと、こういったような形でかなり分散しているものもございまして、中には、それらが両方連携をしてやらなければならないということもございましたが、今回の機構改革によりまして、1か所にまとめるという中では、今回、そういった面で相談業務の方についても係員の充足もしてございますので、そういった中で、一体化する中から、むしろ、この辺につきましても、相談業務にも充実した体制で応じられると、こういう形になったものと考えてございます。

古沢委員

具体的に聞きますが、現在の中小企業センターは、所長1、主幹1、相談・融資二つの係で事務室と事務室内の相談室が設けられている。

新しい機構では、別館4階の現在の商工課フロアに集約されるわけですが、狭隘問題は生じないですか。

経済部次長

執務室の関係でございますが、今回のこういった統合による面積的な厳しさというのもございましたので、関係の部局の方に大変ご理解をいただきまして、実は、企画部の方にご協力をいただきまして、現在の仕切り板を1.8メートルほど企画部側の方にずらすという形でご了解をいただいております。

その中に、全体的に、農政、それから観光振興室が横にずれまして、そういった中で、ご理解をいただきまして、企画部ご理解を得まして、何とかその辺の調整をしていただくことになりましたものですから、そういった面、はみ出させていただいております。

そういった中で、一つ懸念しておりますのが、そういった形の中で、職員の関係につきましては、実測もいたしまして、何とかスペース的には間に合うということになったのですが、相談室の関係、これが残念ながら、今の執務室のスペースの中ではプライバシーの確保という問題もございまして、取り得ないということになりましたので、これもあわせて福祉部の方のご協力を得まして、今現在、介護保険課の方で相談室といいますが、会議室として使っているスペースに、私どもの相談スペースを設けさせていただくことにしてございます。

古沢委員

1.8メートルずらすのはいいです。最後に1.8メートル押されたところはどうするのかという問題も、それはいいです。

今おっしゃられた相談室の問題ですが、介護保険課の横の会議室です。これも見させてもらいました。黒板がありまして、会議室の使用状況、予約状況が入っています。介護保険課が入っていました。観光振興室が入っていました。商工課が入っていました。企画部が入っていました。

要するに庁舎問題、狭隘ですから、いろいろなやりくりしているのだと思うのですが、そこに今度は相談室が入るわけです。介護保険課がメインにして使っている会議室だろうと思うのですが、介護保険課の業務で言えば、保険料の納入通知、認定通知、こういった大量の発付事務などもその会議室が仕事場になっている。夕方からは介護保険の認定審査会が開かれる。それもその会議室が会場になっている。ここに相談室が入ってプライバシーが確保されるとか、経営相談、融資相談に来られた方に親身になって相談が受けられるという相談室がつくられるのですか。

経済部次長

ただいまご指摘がございました認定審査会の方は、私どもも実情を見させていただいておりますが、夜間ということでございますので、今の日中行われます相談業務とはふくそうはしないだろうというふうに考えてございます。

それで、あともう1点、前段でご指摘がございました各会議との関係でございますが、これにつきましては、今

回、私どもが相談室として使わせていただくに当たりましては、総務の方、それから福祉部の方と協議をさせていただきまして、基本的に相談業務を優先させていただくということでございまして、ただし、相談業務というのは、ご承知のように、現在、約 200件弱の相談がございまして、いつ来るかわかりません。

そういった中で、今、福祉部の方と確認してございますのは、あくまでも相談業務を優先するという立場で、あそここの部屋を仮に介護保険課の会議で使っている場合に相談業務が来た場合には、大変恐縮ではございますが、ご了解をいただきまして、直ちにあげていただくという前提になってございます。

それと、他の会議につきましては、いつ相談業務があるかわかりませんので、これらも総務の方にもお願いいたしまして、ここの会議室につきましては、途中退席するような会議については、残念ながら使用できないということでご了解をいただいているところございまして、そういった意味での相談業務についての、そういったプライバシーの侵害ですとか、そういった問題はないように配慮をしているつもりでございます。

古沢委員

平成11年の市街地で市長が答弁されているのですが、その中で、商工課と中小企業センターのどちらを強化した方が仕事の割振りがうまく機能するか、研究してよい組織にしていきたいというふうに答えられたのです。

言いたいことは、仕事の割振り、仕事のしやすさから、この問題の検討・研究が始まってはだめなのだというのを僕はそのとき議論の中で趣旨としては言っていたつもりなのです。

つまり、中小商工業者が必要があって相談に来る。そういったときに、どういう組織が本当にそういう業者たちに求められているのかという観点で議論・研究していかなければいけないというふうに僕は思うのです。そういった点ではどうですか。

経済部次長

ただいまお話がございましたが、市長が11年の活性化特別委員会の中でご答弁をさせていただいていますが、そういったことを含めまして、いろいろ検討をさせていただきました。

ただ、最終的に私どもが今回機構改革を行った目的というものは、さきほど冒頭の私の答弁の中で申し上げましたように、事務がふくそうしている部分をきちっとした形で整備をして、より市民の方のためになるような形にしたいということと、市民の方から見て、わかりやすい窓口にしたい、こういうことが大前提でもって検討をさせていただきました結果、今回のようにさせていただきましたし、今回、これに当たりましては、市商連でございますとか、例えば信用保証協会でございますとか、国金ですとか、そうした各金融機関の皆さん、それから商工会議所なんかのご意見も事前に承りまして、今回、こういった一本化することが、逆に相談する方にとってもプラスになるのではないかと、そういったご意見なんかもいただいた上で今回判断しているということでございます。

古沢委員

細かな話ですけれども、具体的に聞きます。

さきほどの会議室ですが、例えば何がしかの仕切りは入れるのですか。

経済部次長

さきほど古沢議員もおっしゃっていましたが、いろいろと審査会なんかもございまして、あそここの机を一つ一つ取り払うというわけにはまいりませんので、私ども、ただ逆にご相談者が入ってこられまして、あれだけの広い部屋でぽつんと相談されるというのは、決して好ましいことではないと思っておりますので、机の上に仕切りをおきまして、今のテーブルは長くなっておりますが、それをある面で入口側に寄せて、仕切りをきちっと置きまして、そこでもって、そういったただ広い中でぽつんと相談をされているというような印象を与えないような形はとりたいと思っております。

古沢委員

どういったらいいですか。相談に訪れた人にすれば、何となく片手間で対応されているような印象が否めないとい

いうふうになりませんか。環境とか執務室、相談室というのは、きちっと確保されなければいけないと思うのです。

そういった面からも、中小企業センターの機能をアップする方向で検討すべきでないかという趣旨の質問をしていたのが平成11年の11月です。

ちなみに、小樽市には中小企業等振興条例というのがありますが、その第1条の目的では、要約すると二つぐらいにくれると思います。

経済的、社会的な地位の向上と自主的な努力の促進を図るとのことと、それから、地域産業の振興及び雇用機会の拡大を図ること、これが大きく言って振興条例設置の目的だと思うのですが、そういう立場から言っても、中小企業センター廃止でなくて、センター機能を強化して、より多面的な中小商工業者の要請にこたえる、そういう立場から再検討すべきだと思いますが、いかがですか。

経済部長

さきほど来、次長の方からる説明を申し上げておりますけれども、もともとは、中小企業センターと商工課というところについては、商工行政そのものは、かなり重複する部分があって、利用する側から、中小企業者側からも1カ所に行って融資の相談、それだけではなくて、商工行政に絡むものについても一度にすべての用事が足りる方がいいというお話もありましたので、こういう形でやらせていただきました。

そういう中で、限られたスペースの中ですから、確かにパーフェクトではないかもしれませんが、ですけれども、それなりに私たちとしては、でき得る範囲内のことはやらせていただきましたので、当初考えていたものとそごがない組織になったのかなというふうに思っております。

それと、先端機能を強化して多面的な中小企業者からの要請にこたえる仕組みにすべきだと、それはそのとおりだと思います。それが、今のこの組織の中でできないのかということ、そういうことではなくて、やり方次第だと思いますから、そこら辺について商工業者の方々から、これを4月から動かした後に、どういうふうなお話があるかわかりませんが、その辺を十分聞いた上で機能的な形に持っていきたいというふうに思っております。

古沢委員

時間がなくなりますから、この問題は最後にしますが、多面的なというのは、私がイメージしているのは、この4階フロアで対応できるような、そういうものではないのです。

どういうことかということ、融資だけでなく、技術だとか取引の相談なんかに応ずることができるような機能を持たせるということ、例えば、これが一つです。

さらに、例えば精密機械などをセンターに導入して、製品の検査だとか、技術の習得にも役立つ、そういう機能アップしたセンターであってほしいということです。

例えば、各種講座を開設する、講師を派遣する、こういった形で、業者、中小企業の後継者の育成を支援していくことができるだとか、そういった機能アップを考えますと、4階のフロアで、今、部長がおっしゃられたように、同じ機能アップを多面的にと言っても、私が言う機能アップは到底対応できない。

ですから、今回の機構改革は、そういう観点から見れば、大変酷な言い方ですが、業者、中小企業者から見れば逆行した組織、縮小が否めない組織づくりだというふうになってしまうわけで、到底認められないというのが私たちの見解です。

つまり、そういうことになれば、提出されている議案、中小企業センターが廃止になってあいたところに活対の事務所を移転するというわけですから、活対の室長はいらんでいますけれども、活対が悪いわけではないのです。中小企業センターを廃止することを私たちは反対しているわけですから、結果として、提出されている議案には賛成いたしかねるというのが我が党の見解であります。

マイカル問題について

次に移ります。

マイカル問題です。

マイカル問題の具体的な問題をお尋ねする前に、基礎的なことで何点かちょっとお伺いしておきたいと思います。民間の信用調査会社である東京商工リサーチの調べですが、対前年比でスーパーマーケットの倒産状況ですが、大きく上回っています。

平成13年度は前年比 9.7%の増、191件が、倒産が増加したというふうに言われています。この中には、小樽市のマイカル小樽や、それから、さまざまなそういう大型スーパーが含まれています。地方によっては有力なスーパーが相次いで倒産している。

こうした大型スーパー、有力スーパーが相次いで倒産している最も大きな原因は何であるというふうには捕らえておりますか。

(経済) 商工課長

スーパーといいますが、流通関係の倒産の要因ということだと思いますが、多面的にいろいろな理由の中で、ここ2、3年、大変な状況にあるのだらうと思います。

これは消費者の皆さんの消費性向というのも大分変わってきているということとか、あるいは消費の枠組みの中でもコンビニができたとか、いろいろなものができた、あるいはスーパーマーケット自体がかなりオーバーストーンの状態にあるというのが地域的にもかなりあるのだらうと思います。

ただ、最大の理由というのは、この長引く景気の低迷の中で、個人消費がどうしても落ち込んでいく。そういった中で、各スーパーは、かなり販売不振になっているという部分もあると、そういうふうには捕らえております。

古沢委員

商工リサーチの調べでは、74%が販売不振による倒産だというふうには言っています。

市内の商業状況ですが、数値的には、平成11年6月1日現在の商品の販売額しか手元にはありません。年間の商品販売額は1,856億円です。これは2,000億円台として販売額が上がっていたのが年々減少してきて、2,000億を割って、ついに11年には、こういう状況になったわけですが、11年6月1日現在ですから、この数字ではマイカルの影響度がわかりません。平成12年度の状況について、同時に、平成12年度のいわゆる大型店の販売額、これはわかりますか。

(経済) 商工課長

年間商品販売額につきましては、商業統計調査の中でそれぞれ数字を押さえてございまして、通例、3年に1回ということで、平成、3年、6年、9年というふうに、実は、そのときに今後5年になるということになりました。ですから、次の調査は平成14年になります。たまたま11年に中間的な簡易調査を行いましたので、それが、さきほど委員の方からの数字だらうかと思えます。ですから、残念ながら、12年度の状況についての数字は把握してございません。

古沢委員

残念ながら期待できる数字が出てくるとは思えない状況です。

それで、もう1、2点ですが、市内における大型店の状況です。最も直近の大型店の店舗数及び売場面積、同時に、その売場面積が市内全体で占める割合、数値の取扱いが途中で変わっていますから、できれば500平方メートル以上の大型店という比較でお答えください。

(経済) 商工課長

大型店の関係でございませけれども、今質問にありましてとおり、12年6月に大店法の改正がありまして、1,000平方メートル以上の大型店ということになりました。

今のご質問は、それ以前の枠組みの中でということでございますので、従前の1種、2種でいいますと、小樽市内には35店舗、それから面積でいいますと17万2,169平方メートルということになってございます。

古沢委員

全体に占める割合がちょっと落ちていましたから、時間がありませんので、割り返しますと73.7%です。これまでの議論でいいましたら、60%台というご答弁は再三いただいているのですが、その際に、私は、限りなく70%に近い60%台だろうというふうにやり取りしていましたが、はじめてみたら70%を出ていました。73.7%です。

もう一つ、これも民間調査会社ですが、帝国データバンク札幌支店の調査で、操業30年以上のしにせ企業と言われる倒産が年々増加している。小樽市内でも、最近、こうした状況が目立っているのではないかと思います。こうした状況を把握されておりますか。

(経済) 商工課長

全道的にそういったしにせの企業の倒産があるというのは承知をしております。

小樽市内の場合ですが、これは必ずしも倒産という意味ではなくて、例えば樺商だとか、それから豊楽荘とか、自主整理といいますか、自主廃業をなさったところもございますし、それから、林屋製茶にいたしましても人員整理ですから、必ずしも倒産ということではございません。

ただ、そういった意味では、小樽で歴史のある古い企業は、この1、2年なくなってきているというのは、実態としてはあろうかと思います。

古沢委員

それでは、具体的にマイカル小樽に関して、伺っていきたいと思います。

さきほど副参事から報告がありました。3月の1日に小樽ベイ再建という活字が新聞の一面に突然のように躍り出したわけですが、その時点では、議会関係者には情報は皆無でありました。またもマスコミが先行したかという思いにとらわれたのですが、情報担当の副参事に念のために伺いますが、この情報の発信元は政策投資銀行ですか。

(企画) 山田副参事

新聞に出た朝に、投資銀行北海道支店に確認をしましたが、全く存じ上げないことで、取材にも来ておりませんということでございましたので、もちろん、私どもとしては、そういったことは確認をしました。

古沢委員

であれば、意図はどうあれ、発信元はOBCですね。

(企画) 山田副参事

これについても確認をいたしましたけれども、だれが流したかというよりも、情報と内容についても当日確認しましたが、ああいった内容について、公にする状況ではないということの中で、いわゆる大詰めに来ているというような確認はいたしましたけれども、ただ、少なくとも前日の夜の7時まで私は社長と、議会にそういった報告ができるような状況にいつなるのかということを含めて、前日の7時までお話しをしておりましたので、少なくとも社長から出たというふうには私は見てはいません。

古沢委員

OBCでないということですか。

(企画) 山田副参事

それはわかりません。

古沢委員

実に不思議な話ですね。一面をトップで飾る記事が、OBCでもないとなれば、実に不思議な話です。

日本政策投資銀行が別除権者として保護されていますが、その設定されている担保権の内容と債権額の総額についてお知らせください。

(企画) 山田副参事

担保権の内容は、あくまでも金銭消費貸借という原因で担保設定がされていまして、担保総額は約137億というように、最低額の分については確認しております。

担保物件については、現在、築港に所有している小樽ベイシティ開発の土地・建物すべてでございます。

古沢委員

この日本政策投資銀行というのはどういう銀行か、わかりやすく説明してください。

企画部長

日本政策投資銀行でございますけれども、これは国の行財政改革の一環ということで、特殊法人の整理・合理化ということが随分議論されました。

そうした中で、経済社会情勢の変化に応じて、効率化の観点ということから、平成11年の10月1日でございますけれども、旧日本開発銀行と、それと北海道東北開発公庫、この両行を廃止いたしまして、今の日本政策投資銀行を設立したということで、資本金は全額国の方からということで、いわゆる政府系金融機関という性格でございます。

古沢委員

政府系というよりは、政府そのものの銀行ですが、この日本政策投資銀行法第10条1項、ここでは、総裁及び監事の任命、第2項及び第3項では副総裁と理事の任命について規定しています。だれが任命するのですか。

企画部長

第10条に役員任命ということで規定されてございますが、総裁と監事につきましては、財務大臣が任命することになっております。

それから、副総裁は、財務大臣の認可を受けまして、総裁が任命する。

それから、理事は総裁が任命する、ということで規定されてございます。

古沢委員

この政策投資銀行の業務の範囲、業務の条件、さらには、これらの業務を行うための資金財源はどのように確保されるのか、これも、この法律の規定に沿ってお答えください。

企画部長

業務の範囲、これは日本政策投資銀行法第20条に規定されてございまして、かいつまんで申し上げれば、設備資金等の供給、いわゆる貸付けとか、それから保証、それと社債の取得とか、あるいは出資、こういった設備資金等の供給、言ってみれば、これが業務の範囲と。

それと政策性のある分野向けの事業の遂行に必要な資金の供給、こういったことを主な業務分野としてございます。

それから、業務を遂行するに当たっての条件設定ですけれども、これも第21条に規定されてございまして、いわば、この銀行の性格上、民業補完という観点から、民業との競争禁止等を規定してございます。

それと、業務の政策性の方向付けということで、民業補完あるいは業務の合理性を担保するため、主務大臣が中心になって中期の基本的な政策方針を作成する、こういった中に沿って業務を行っていくというか、そういった内容になってございます。

それと、資金の借入れでございますけれども、これは同法第42条に規定されてございまして、ちょっと読んでみますが、「日本政策投資銀行は、業務を行うため、必要な資金を財源に充てるため、政府から借入金をする事ができる。」という項目が第1項でうたわれています。

「第1項に定めるもののほか、資金繰りのため、必要がある場合、その他財務省令で定める場合には、銀行その他の金融機関から短期借入金をする事ができる。」という項目が第2項に規定されてございます。

その他、3項、4項、5項ございますけれども、基本的には、そういった内容でございます。

古沢委員

今ご答弁をいただいたように、日本政策投資銀行というのは、文字どおり政府丸抱えの銀行です。

一つだけちょっと疑問があるので、これはご答弁をいただかなくても結構ですが、後でちょっと調べて教えていただきたいのですが、この銀行法の規定の中で、業務の条件等に関しては、一般の金融機関が行う金融等の補完、それから、一般の金融機関から通常の条件により貸し付け、これらを受けるのみでは事業の遂行が困難である場合に限り、貸付け等を行うことができる、こういうふうになっているのですが、知り得る限りで言えば、金融機関関係で、OBCにいわば担保権を設定して債権者として登場してくる銀行は、この政策投資銀行しかないと思うのです。補完でなくて、文字どおり主導役を果たしているのではないかと思うのですが、それが一つ疑問として残ります。これは後ほど別の機会に議論したいと思いますが、それで、この政府丸抱えの銀行が、このたび3月1日の新聞報道によれば、債権放棄などの金融支援の方針を打ち出したと伝えられたわけです。これは、今度の事業そのものが政府や道や小樽市丸抱えの事業だったわけですから、これが破たんしてとんざしてしまったわけです。その事業を資金面で提供してきた、この政府丸抱えの銀行が債権放棄するというのは、私は至極当然な話で当たり前の話だというふうに思っているのです。別除権者として保護されるべきものでは到底ないというふうに思っておりまして、ただ、もう一方では、そう言いながら債権放棄をすとしても、資金の出どころはどこかと言えば、いわば公金です。税金など公金です。これを放棄するというわけですから、二重、三重に税金の無駄遣いをするという結果になるわけです。

こうした点でも、国や道や市の責任というのは大変重いと思うのですが、市の責任者として、市長、いかがですか。

市長

さきほどお答えしたように、政策投資銀行は、地域経済の発展といえますか、そういったものに寄与するということがあります。

今回のOBCの破たんにつきましても、政策投資銀行としても、債権放棄するとはまだ正式に聞いていませんけれども、ここのマイカルの灯は消されぬ、何とか再建をというふうなスタンスでもって、いろいろな面で最大限の支援をしたいというふうに言っておりますので、我々としては、それを期待していきたいと思っています。

古沢委員

なかなか市長の腹の内が見えないですね。

ところで、この政府銀行が支援策として伝えられているところによれば、債権放棄、そして残りの債権の回収は凍結、返済期間の延長だというふうに報道されておりました。

そうしますと、さきほど答弁をいただいた137億、総額放棄ではないということになります。では、債権放棄をするというように伝えられている額は幾らなのか。残った債権額について返済条件の緩和等、こういったことが考えられているのか、情報としては副参事の方に集まっていますか。

(企画) 山田副参事

今、市長がお答え申し上げたように、債権の放棄等々の関係については、私どもの方に一切入ってございません。少なくとも別除権者との関係については、いわゆる別除権協定を結んで長期的に考えるといえますか、支払いをするという範囲のことしか聞いてございませんので、いわゆる債権確保額なり、その返済期間をどうするかこうするかについては、具体的にはお話を伺ってございません。

古沢委員

別除権者ですから、読んでそのままのとおり、別に除いてしまえばという意味合いでだれもが思っている、それが政策投資銀行、それから、後ほどお伺いしますが、ポスフルなわけです。

同じく3月に入ってから伝えられているところでお伺いしたいのですが、マイカル小樽の一部敷地の担保権を解

除する。さきほど報告にありましたが、その土地をOBCは売却をして、伝えられているところによれば、新しい商業施設が開業だと、ある意味では具体的な案が示されています。

この一部敷地とは、どう考えても新南樽市場とエネルギー棟の間の土地を指していると思うのですが、それでいいのかということと、この土地以外に担保権解除を予定している土地があるのかということをお伺いします。

(企画) 山田副参事

場所としては、委員から今お話のありました、一つは、さきほどご報告申し上げた保留地処分をした場所ですから、現在の新南樽市場とエネルギー棟の間の1区画が一つでございます。もう一つは、レジデンシャルゾーンの全体の土地と建物、これの担保権を解除するというを今考えているところでございます。

古沢委員

後の方の土地ですが、要するに、中層住宅というのですか、あそこに建っている、もっとわかりやすく言えば観覧車の向こう側の土地になるのでしょうか、何平方メートルぐらいになるのですか。

(企画) 山田副参事

築港 107番の2万3,674.06平方メートル、これが宅地の分である分であります。それから、共同住宅、10階建てで200戸ほど、これを抵当権解除で売却予定というふうに聞いてございます。

古沢委員

これも後でまた議論をします。住宅問題にかかわる土地ですから、皆さんもお尋ねしたい点がいっぱい出ていると思うのですが、伝えられている開業される商業施設というのはどういうものなのでしょうか。もしおわかりであれば、わかりやすいようにお知らせください。

(企画) 山田副参事

これは新聞報道もございまして、すぐ確認いたしましたけれども、全くそのような商業施設を頭に置いて土地の売却の方針を掲げているものではない。少なくとも、小樽市に一定の条件を解除してもらうまでは、そのような相手との接触もしたことはありませんということでございますので、これについては、私どもも全くお聞き申し上げておりません。

古沢委員

商業施設というふうに報道されている一部の敷地と、今答弁をいただいた2万3,000平方メートルの宅地と共同住宅200戸分、これはOBC側としては、今の南樽側の土地の問題は聞いていないというふうに伺いましたけれども、2万3,000平方メートルの宅地と共同住宅については、どういう意向なのか聞いておりますか。

(企画) 山田副参事

レジデンシャルゾーンというのは、全体の土地利用方針の中で中高層住宅用地ということで位置付けられておりますから、少なくとも、その他の用途に活用できる土地ではございません。

したがって、まず、土地利用については、そういった建物を建てていただけるディベロッパーですとか、ディベロッパーでなければ建物の建設主体、そういった方々にお買い求めをお願いするというに、方向的にはなっているようでございます。

それから、もう一つは、建物そのものは、今回いろいろな形で、再生計画をつくるに当たってファイナンシャルアドバイザーが不動産屋ですとかディベロッパーにお声をかけたときに、そういった賃貸マンションなら購入したいというようなお話があったのが何件かあったというようなお話がありましたので、そういう人方にまず一回はお声をかけるのかなというふうに、それは推測をしているところです。

古沢委員

議論の中で時々見え隠れしていたのですが、例えば市立病院がどうだとか、あれやこれやというふうにせんさくされていました。その中に道営住宅の敷地としてどうだという話も出ています。そういう話は、OBC側からは出

ていませんか。

(企画) 山田副参事

これは以前の委員会の中でも、お答えを申し上げますけれども、一つは、基本的には、私どもは、開発メリットといえば民間開発の中で建物が立ち、そこで租税が入るといふ、自治体としては、当然、そういったことをやっているわけですが、現在の経済状況の中で、そういったものが進んでいかない。しかしながら、結果的にディベロッパーもこういう倒産という形になった以上、一定の土地利用について検討していかなければならない。

そういう中での一つとして、いわゆる北海道に頼んで、こういった地域経済とかまちづくりという、そういう観点で進めてきたこの地域の開発でございますので、北海道としても、何とか支援をお願いしたいという立場で、この住宅用地に道営住宅、そういったものを建ててもらえないだろうか、こういうようなお話し合いについては、ここ何回かお話をしに行ってきましたし、その辺のお話は、さきの何回かの委員会の中で、そういう動きをしているということは、ご報告申し上げたとおりでございます。

古沢委員

もう少し時間をいただきたいと思うのですが、市長にお伺いしたいと思います。

政策投資銀行が国の意を受けているのだと思うのですが、小樽市など、地元の支援が必要だというふうに言っているようであります。

市長は、これまで再三、財政的な支援はないというふうにおっしゃっておられました。しかし、同時に、一方では、何らかの支援策は講じていきたいのだというふうにも態度表明されていたわけでありまして。

今、ある程度、従来から見ると様子が見えるようになってきているのですが、こういった中で、支援策として、市として、市長として幾通りかのメニューを持ち合わせていると思うのですが、お示しいただけませんか。

市長

これは、さきほど報告いたしましたとおり、初めて具体的な支援要請がありましたので、一つは、保留地の転売禁止の解除の問題、それから中高層用住宅用地の売買のあっせんをしてほしいお話、こういった問題については、ぜひ支援をしていきたいと、こう思っておりますし、もう一方では、新しいOBCを設立するときの設立の出資、こういったものを道内、市内を含めた経済界をお願いしたいというお話でございますので、それに対する支援もお願いしたいということですから、これも私どもとしてもバックアップをしていきたい、今、このように考えております。

古沢委員

幾つか飛ばしますが、ご答弁をいただきましたが、日本政策投資銀行は、一部ですが、債権放棄、債権支援策とこのことを表明したようであります。

それでは、その後、ある意味では新しい事態を受けてポスフルの態度は変わっていますか。

(企画) 山田副参事

さきほど来から言っているように、投資銀行が債権放棄したという話は、まだ私どもは公式には聞いてございませんので、まず、そこはひとつご理解をいただきたいと思うのですが、もう一つは、別除権者のポスフルはどうかということについては、基本的にポスフルの再建そのものに対する具体的な何らかの措置をするという形については、全く聞いておりません。

古沢委員

最初にお尋ねして、発信元は政策投資銀行でない。しからばOBCだろうと。OBCもしくはOBCと一体になって再生計画を立案中の弁護士、代理人、いずれにしてもOBC関係者だろう。だとすれば、ポスフルというのも、いわばOBC関係者じゃないですか。これを前回の委員会でも、要するにポスフルが担保権設定した当時は、

マイカル本社と、ちょっと表現が違いますけれども、もっとリアルに言えば、生き死にを伴う連結子会社だったわけです。ポスフル、マイカル北海道は。それが、今の事態を仮に新聞報道だとしても、全く我関せずだ、わかりませんということではないでしょう。そのポスフルにお尋ねしたところ、実は、私たち、きちんと報告を受けていませんと言って、はい、そうですかと帰ってくるのが副参事の仕事ですか。ちょっといやらしい言い方ですけども、どうですか。

(企画) 山田副参事

ポスフルと私は接触したことはないのです。小樽支店長とは何回かお話ししていますけれども、ポスフルという本体との接触は、基本的には、マイカルのテナントでございますので、今のところございません。

それで、問題は、ポスフルがどうするかということについて、さきほどは別除権としての債権の問題のお尋ねでしたので、それについては聞いていませんけれども、ポスフルとしてOBCから聞いているのは、基本的には、あの店舗、施設を維持するという、そういった立場の中で、いわゆる営業の継続を約束しましょうと、それから新会社への破産管理も検討しましょうという形で、地域経済といいますか、ああいった施設そのものがだめになるということに対する心配はかなりされておりますので、そういう意味で、新たな出発という出発点から出発に至る、そういった中で、一定の役割を果たしていくのかなというふうには、私どもとしては感じているところでございます。

古沢委員

大変不満ですね。そういうのはきちっと把握できるような状況になっていないとだめだと思うのです。だから、市長の中でも支援策のメニューが具体的に示されないということになるわけでしょう。

もう3月29日は目前ですし、ビブレは8月です。8月というのは、マイカル本社の中間決算の時期です。9月以降に引っ張れないのだと思います。とりあえず8月と設定したのだと思うのです。ですから、そういう状況の中では、より今、具体的に、姿、形が見えてくるようになっていなければいけない話だと思うのです。

それで、マイカル小樽の再建のかぎは、報告でもありましたけれども、まず何といたっても小樽ビブレがどうなるかという問題です。

それから、テナントや取引業者の協力をきちっと取り付けれるかどうか。テナントや取引業者を大事にした再建計画がつくれるかどうかです。そのためにも預り保証金や敷金、これは返還されてしかるべきだというふうに私は思っておりますが、この関係で、さきほどビブレはOBCに引き継がれるというふうに、入っているテナントがOBCに引き継がれる。そうすると、入っているテナントが入れた保証金預り金の扱いはどうなるのですか。

(企画) 山田副参事

これは、3月8日にお聞きをした段階で、いわゆるマイカルとの契約の段階で入れている保証金、敷金との関係について、更生債権になっているだろうと、これは、それなりといいますか、その法律で処置される。

OBCとの関係については、新たな契約を結びますということですので、そのときに私どもで申し上げたのは、敷金、保証金を取るということは二重取りになる。ですから、そこについての配慮をしていただきたいということについて、極めて前向きにご返答がございましたので、私どもとしては、改めて残留するテナント等について、改めてそういった部分は取られないのではないかとこのようにマイカルは考えていると思います。

古沢委員

それを前向きと捕らえるか、とんでもない話だと捕らえるかで対応が大きく変わるので。預り保証金だから返してしかるべきだ。売上金の預り金と同じような扱いをすべきだというのが、テナント側の要望でもあるし、私たちが今まで議論の中で主張してきたことです。どう違いますか。もともと預り保証金というのは、ご商売をやっている方だったらおわかりのように、後々自分のところに返ってくるお金です。それはそれで法律上処理されて、そして、テナント、今度はOBCとの契約になりますから、ついては、ご配慮いただいて、新たに保証金は要らない

でございますと言ったって、こんなものはご配慮になりますか。

そういった点で言えば、行政の側としてももう少しきちんとテナントや取引業者、市民の側に立った配慮が今は求められていると思うのです。

特に、一般債権はカット対象になり、一般債権は約 300億円と言われている。二百九十幾らと言いましたね。残りますのは 190億から 200億円弱、つまり 137億円の政策投資銀行の別除権扱い、優先債権とポスフルの別除権扱い、優先債権となっている61億じゃないですか。この二つがマイカル小樽を再建していくかどうかというときのかぎを握っているというふうに思わないのですか。この二つをどう処理するかということで、マイカル小樽が浮くか沈むかという一つのかぎだというふうに私は思うのですが、これに対しても、何ら態度表明をしない。いかがですか。

(企画) 山田副参事

基本的には、私どもも別除権者のほかの一般債権は、債権カット後に一定の額が支払われて終わるわけですがけれども、別除権の 190億何がしについては、さきほどから何回も申し上げているように、別除権協定を結ぶという中で債権の処理を行っていく。その中で、そういった整理をする期間の中で、言ってみれば収益がどんどん上がるようなものになれば、大幅カットしないというように言うかもしれないし、これならどうしようもないと、これならつぶれてしまいそうだとするならば大幅カットもされるだろうという意味では、私としては、数字そのものの問題よりも、いろいろなお話し合いの中で、政策投資銀行が一定の判断をするというのは、これから再生計画そのものを再建計画という形の中で立ち上げていくときに、どういった見通しになっていくかというのは、もう少し期間をかけていかないと、その判断ができないという中で、判断をしているようでありますから、そういう内容について、小樽市としてはまだお聞きをしていませんので、そのご説明をすることができないという、こういう事情をご理解いただきたいというふうに思います。

古沢委員

もう2点で最後になります。

ポスフルの問題は、相手にというか、わかりやすく言えば、おやじが店を出している。その一角に息子が店を出した。息子もしくは息子の名を使っておやじが店を出す、これがポスフルです。そのことは、前回の議論でも、今回も指摘しているのです。その息子、もしくは息子の名前を使って店を開いたおやじの店が権利設定して、他の一般の債権者より優先的に何があっても確保できるというやり方というのは、世間常識に通用する話ではない。それが、小樽市が税金を投入して、公共事業として整備をしたところに、誘致したマイカルの中で現実に行われようとしているのです。

市長、ポスフル、債権放棄をしてしかるべきだというふうに、市長の見解としてお持ちになりませんか。

市長

OBCの再生化につきましては、政策投資銀行もポスフルも、これは何とか存続させるということで、基本的に同じ立場に立っておりますので、さきほどから副参事が説明していますとおり、別除権者の協定を結んで、その中で、今後、再生計画が認可後、話し合いをしていきたいというふうに言っておりますので、私どもとしては、その話し合いの経過をよく見守りながら対処していきたいと思っています。

古沢委員

最後になります。

到底納得いかない、容認できませんけれども、最後ですが、再生方向として、OBCの減資、そして新会社の設立ということが伝えられています。これは一体どういうことかということと、3月29日期限の再生計画、提出の見通しはどうかということをお伺いしたいと思います。

(企画) 山田副参事

まず、100%減資ということについては、小樽ベイシティ開発という今の会社の資本金、そもそもこれを全部なくすということです。そして、裁判所にも認可といいますか、そういったものを得てそういう手続をするのですけれども、その後に新生OBCという形で新しい会社に出資金を募って、そして、新会社としてスタートする、こういうのが、希望しているのは100%減資をして新会社に出資金を募るといった話を伺ってございます。

だから、3月29日については、さきほど来ご報告申し上げたように、先般の報告の中では、3月29日の期日については延期をしないで出していく、こういう考え方でいるということをお報告いたしましたので、そのようになるというふうに思っております。

古沢委員

時間を延長しまして、終わります。

ありがとうございます。

委員長

共産党の質疑を終結し、次、自民党に移ります。

自民党。（「ありません」と呼ぶ者あり）

それでは、市民クラブに移ります。

斉藤（裕）委員

OBC問題について

ただいま報告のありましたOBCの件です。

テナントに関して、お尋ねします。

1、2階に集約をするという話でしたけれども、これは1、2階に集約、要するに移動する店舗というのはどのくらいあると聞いていますか。

（企画）山田副参事

中心的には1、2階ということで、3、4階をすべてそこに収めるということではなくて、センターゾーンにも一部行ってもらうというお話も聞いてございますので、ただ、現在のテナント数なり業務委託契約数は、おおむね60店舗前後というように認識してございますけれども、それすべてのお話合いがついて移るといふ、こういうお話を聞いてございません。

テナントの説明会は多分本日やる予定になるかというふうにはなっているように聞いてございますので、そういった中で、具体的な数等については明らかになるのかなというふうには、私の立場としては、そのような情報だけは得てございます。

斉藤（裕）委員

本日説明ということであれば、テナントに対する説明の内容というのは、当然、自然に粗々なものはお耳に入っているのだと思います。

つまり、移転費用の問題であるとか、そういうことについて、知っていることを答弁願いたいと思います。

（企画）山田副参事

実は、これはマイカルの大阪の方から私どももお電話をいただいて、このようにするというので、本日の午前中と午後にテナント及び仕入業者の方々に8月末で契約を解除するというので、それから9月以降はOBCに引き継いでいくこと、こういうことで話合いをします、こういうお話だけをお聞きしたところでは、具体的に個々のテナントとの話については、先般もお話をお聞きしたのですけれども、例えば、場所によっては、1週間、10日も休業してもらわなければならないような移動の仕方もございますし、それでは、その間の休業補償をどうするのだという問題もございましょうし、それは、私どもがお聞きした段階では、個々のケースについては、もう少し

し個々の方々とお話合いをしてからでない、総合的な物の考え方としては、まだ固め切っていないのです。そんなお話でしたので、もう少しAさんの店、Bさんの店という形でお話合いの結果を見るしかないかな、そんなふうには思っています。

斉藤（裕）委員

個々の店の条件などというのは、それは、当然、具体的なそれぞれの当事者で話し合われるのは当然なわけですから、それを1件、1件教えてくれなどということは言いません。

しかし、ここで問題になるのは、休業補償のこともありましたけれども、移転の費用と休業中の補償というのは二本柱じゃないですか。その辺に関して、相手は何も言わなかったのですか。要するに引っ越し費用はどうするのだと。もう既に投資してしまった資金を再投資するという話なので、この辺は、当然聞かれたのではないですか。

市長

基本的には、移転については、マイカル側でテナント契約したときに、そういう条件があるみたいですから、額はわかりませんが、それはマイカル本体の方で出すというような話です。

それから、個々の店でまたいろいろな関係があるものですから、それは個々の話合いの中でやるだろうと。

私もお話ししたのは、そういったことで休業になるような店については、休業補償も考えてくださいよというふうな申入れはしてあります。向こうの方も、個々の店によっていろいろあるので、これから、個々の人と話していきたい、このような話です。

斉藤（裕）委員

市長がそう申入れをされて、そこまで話を踏み込んでいただいていることは結構だと思うのです。繰返しになりますが、個々の契約内容、賃貸契約になっているだとか委託になっているだとか、その氏名だとか、そういうものは、それぞれ私も何件か契約書を見せていただきましたけれども、ばらばらです。入店、出店の時期によってばらばらにされていますから、これを一つ一つ市がこうじゃないか、ああじゃないかななどということは、これは当事者が決めることです。そこまでは介入できないだろうと思います。

しかし、基本的な移転費用というか、これからの持ち出しというのは、移転しなさいと言ったところで、負担に耐え得るかどうかという問題が一番心配なわけですから、意欲があっても負担に耐えられないという方たちがたくさんいるはずですから、この辺が一番気になっていたところであります。

それと、どうなんでしょうか、OBCにテナントが引き継がれるよと。そうすると、OBCはいろいろな形で債務を縮小していくという形になっていくと思うのです。棚上げだとか、それこそ再生計画にのっとって債権の数であるとか、いろいろあると思うのですけれども、それが完結すれば、家賃設定というのは下がる可能性があるのではないのでしょうか。

（企画）山田副参事

さきほど来からの議論ともかかわってくると思うのですけれども、当然、今のフローからいきますと、新しい会社がある程度利益を上げて、そして別除権者に対しての債務を払っていく。別除権といいますが、ポスフルについては、あくまでも担保権設定というのが、補償金ですとか敷金の、履行をしなければ押さえるという仮登記ですから、そういう意味では、営業が継続されれば、そこに支払うというのは、契約上、例えば10年後から払っていくとか、そういう約束ですので、当座は、借入金として日本政策投資銀行に130数億のお金が体力的にどれだけ払えるかということを見据えながら、さきほどもちょっと私が言ったように、債権カットというのもあり得るだろうと思っていますから、そういう中で、全体の借金という、言ってみれば細部のがさとしたものがきいてきますと、相当数、そういう意味では営業面として楽になるということも当然あり得ますし、それから施設を維持するという意味合いでいくと、テナントがいるという現状、こういったものをどう守るかという方が、ディベロッパーという

か、いわゆる開発者のスタンスといいますか、そういう役割だというふうに思っていますので、この間もやり取りの中で、一部出るとか出ないとかというのを知っているけれども、どうなんだというお話を聞いたときに、当然、現行の賃料との関係で極めて延長は厳しい。

したがって、その賃料の考え方を考えるなり何なりで、何とか残ってもらえる道はあるというふうなお話でしたので、今、委員がおっしゃったように、賃料が下がっていくといいますか、賃料を低く押さえて、皆さんにいていただくというのが一つの大きなこれからの要素だろうというふうに思います。

斉藤（裕）委員

そういうところに、これから再生計画が明らかになるにつれて、それは具体的にわかってくる。やはり債権者との同意、つまり、政策投資銀行であるとか、そこの交渉事もありますでしょう。つまり、賃貸料を極端に下げるのはけしからぬとか、それではちょっとのめませんよとか、それとか、あまり利益を出したところで、それは余ってしまうわけですから、債権カットとか、繰り延べの効果が薄れるわけです。その辺は、きちんと見据えて、今答弁にありましたように、床貸しなわけですから、床貸しは、借りる人が健全でなければ成立しないわけですから、この辺は、市として非常に注目しながら、一般的には、再建の計画が一段落つけば床は下がるはずなのです。そういうことを注目して、引き続き情報収集に努めていただきたい、こう思います。

保留地処分の問題について

次の質問に入りますけれども、さきほどレジデンシャルゾーンも含め、土地絡みの関係で要望があったと。

一つは、解除してくれと。保留地の関係の縛りをほどいてくれと。これはわかります。市に対して土地のあっせんというのがちょっとぴんとこないのです。これは何を目的とされているのか。

というのは、民間といいますか、専門の、それこそ他のディベロッパーであるとか、不動産関係の方たちであるとか、信託をやられている金融機関であるとか、そういうところの方が情報は持っているはずでありまして、一般的に足の早い処理を主体とするならば、そちらに行った方がいいわけです。小樽市に対して土地絡みであっせんを頼むということは、どういう真意なのでしょう。もう少し説明してもらえませんか。

市長

レジデンシャルゾーンの遊休地というか、この関係、それから2棟の建物もありますけれども、こういったものを、OBCみずからもやりますけれども、場合によっては、例えば、さっきも話がありましたように、道営住宅ができないかどうかとかという、そういうことも含めて、道に対する要請といいますか、こんなことの話でございますので、別に難しいことではなくて、行政としてできるあっせんといいますか、当然、OBCもやっていますけれども、行政としても協力をお願いしたい、こういう意味でございます。

斉藤（裕）委員

要するに、一民間企業が道であるとか国であるとかにごめんくださいと、実は、こういうものがありますが、いかがでしょうか、こういう話であればシャットアウト、はなから土俵にのらない可能性があるから、その辺は小樽市の方から打診してください、こういうことで理解してよろしいですか。

私が心配しますのは、このあっせんの話で、何だか知らぬけれども、形を変えて、小樽市も一枚かんでください、こういう話になってしまうと、それは物事を、そこに何かをつくる、事業を興すということとは本題からちょっと外れてしまって、不公平感がまた小樽市内に、何だあそこばかり助けるのかみたいなような話になってくると、これは足かせ手かせになってしまうのではないかと、こう思うのです。

皆さんは、今、あのゾーンがもう一度息を吹き返すように努力されているわけですから、その辺は十分気をつけていただきたい、こう思うのですけれども、いかがでしょうか。

（企画）山田副参事

市の方で、こういったOBCのこういう破たんに伴って、これを再生に向けていくかわりを持つというのは、

一般論としては、民間企業の商行為で破たんによる整理ということですから、そういうふうにしてすべてやると、個々の対象は別にしても、経済経営の破たんによる支援という形になっていくわけですから、本来的にはどうなのかなということはあると思うのです。ただ、現実的に賛否両論があったにしても、一定程度の雇用があるとかという、こういうような状況、それから、地域づくりという意味で、あの大きな空間そのものが、いわゆる廃虚になるといって、つまり地域全体の遊休地の活用がそれによって阻まれるという、こういう状況下の中では、どうしてもあそこの築港再開発の中核施設の維持というものは、性格的には一定程度配慮していかなければならない。

当然、地域全体のマスタープランをつくり上げていったのが小樽市でございますし、その中で、より住宅対策なり人口対策という位置付けでレジデンシャルゾーンというものを位置付けた経緯からいけば、本来的には、民間開発というものが望ましいのでしょうけれども、それで一定程度の無理があるのであれば、政治的な判断も含めて住宅開発というものを官にお願いをする。小樽の現状からいえば、小樽市としては、極めて投資が難しいという要素もあるものですから、現在、北海道の方には、何とかその可能性がないかどうか。

ただ、道の方にも一定の方針もございますから、その辺の地元と道との調整は、これから大いに出てくる、実現に向けてもかなり大きなハードルがあるかな、こういったことも頭に描いてはいるのですけれども、そういう意味で、今、委員がご指摘のように、あの地域に小樽市の肩入れということで得られる面もありますけれども、そういった意味でのまちづくりの考え方だということも市民の皆さんにも理解いただきたいのと、このように伺っております。

斉藤（裕）委員

遊休資産の売却、これはあっせんしてください。遊休資産と言ってもいろいろあると思うのですけれども、保留地もそうでしょう。保留地の部分とレジの部分という形になるのですか。

これは、具体的に条件やなんかは話し合ったのですか。ただ、あっせんしてくださいという、まだ頭出しの部分だということであれば、それも理解できないことはないのですけれども、ただ、あっせんしてくれと言われたって困ります。ここに土地があるよというような話なものだから、具体的な条件は示されたのですか。

（企画）山田副参事

当然、土地を売るに当たってお願いしたいということなのでは、ただ何も言わないでということなのでは、現実には、まだ本当にさわりの部分で、まず、この土地を売るに当たって、交渉事をこれから進めるということであれば、保留地の転売禁止がついたまま、それをお話するわけにもいかないということで、それを何とかしてもらいたい。これは、市長の方からは態度表明はしておりませんで、前向きに考えますということですから、それは、私は、事務方としては、その話は再生計画の案が受理されてからにしてくださいということで、一応、口頭でのお話がありました。

それから、レジデンシャルについては、基本的には、私どもとしてもレジの開発の遅れている、総体的に遅れてきたという経緯もありますから、そういう意味では、民間開発の可能性を、彼らにも求めましたし、私どもとしても、道に対してお願いするに当たって、民間開発の限界というのが一定程度あるということ把握するためには、我々も我々のサイドで民間ディベロッパーですとか、設計屋ですとか、そういった関係者を通じて、あの土地を購入してやれるような、そういったものがないかどうか、それを今お願いしている部分もございますので、ここは非公式に、そういったことでできるかどうかお願いしていますから、現状からいくと、無条件で、ただ何とかお願いできないかという段階でございますので、これからあっせんするには、何ぼぐらいで売るとか、どういった区画で売るとか、こういったお話に、情報的に収集できるとすれば、そういったお話しはしてみたいなどは考えてございます。

斉藤（裕）委員

再生計画と言った方がいいのか、再建計画と言った方がいいのか、どっちを使った方がいいですか。

(企画) 山田副参事

案とすれば再生案ということです。

斉藤(裕)委員

再生計画の方がいいのかな。

(企画) 山田副参事

それで、事業を進めるのは再建案と言っていますけれども。

斉藤(裕)委員

二つ、お互い同じようなものですね。

計画が示されて、遊休資産の売却による減資というのが見込まれるわけだから、最終的には、その単純に逆算みたいな話になるのだと思うのです。

それで、最後に一つ聞きますけれども、レジデンシャルゾーンというのは、位置付けをされておりましたよね。そして、住宅の整備の進捗というのも、あれは5ブロックでしょうか、6ブロックでしょうか、分けて、大きくレジを取って、その中に細分してやっていったわけですが、これは白紙になったと考えていいのですか。

つまり、ブロック分けしてましたね。平磯側をダイコンのしっぽみたく切ったり、本体側を二つに切ったりやっておりましたよね。あの計画というのは、基本的に白紙だということなのではないでしょうか。これを確認したいと思いません。

(企画) 山田副参事

当初、まだOBCが計画をいろいろ練っていた段階で、市の方にそういったものをいただいたときの中では、今、委員ご指摘の今の賃貸住宅より先っぽの方に、本当に1,900平方メートル、約2,000平方メートル弱ぐらいの敷地としてはございましたし、残りは3ブロックぐらいに住宅を配置することになってございました。

これについては、基本的には売却するときに、どうするという話は全く今のところございません。あくまでも引合いに出た段階でどういうふうにするか、トータルに一番最後の、一番奥の土地を別格にすると、駅寄りのところの3ブロック全体を、残りの土地が約1万7,000前後だと思っておりますが、そういったものを一括に購入して、また、住宅配置を改めて考えていただくのか、また、3ブロックぐらいに分けて一つ一つの、いわゆる分割して売っていくという方法をとるのか、これについては全く今の段階ではお聞きしておりませんので、これからまた、そういった問題も含めて情報はお取りしたいというふうに思っています。

斉藤(裕)委員

あの位置付けは、道も含めて、道にも説明していますよね。住居地域ということで説明していますよね。これが全く白紙になってしまっているのか、それとも、道の方はブロックを分けたのはしょうがないよと。これは今は3ブロックですか、3ブロックなら3ブロック、今200建っているところも含めて、5、6ブロックだと思ったのですけれども、ブロックは白紙でいいよと。だけれども、あくまでも住居だよと言っているのか、道は全く白紙だと、自由に考えていいよと言っているのか、その辺はどうなっているのですか。

(企画) 山田副参事

道の説明というのは、当然、ここの住宅開発に伴う部分での補助金をお願いする段階で、いろいろ説明を申し上げている中では、そういった全体がレジデンシャルゾーンという形の集合住宅という形で土地利用方針が定められている。こういう枠組みの中で、今、建物の進捗が進んでいないということでございまして、改めて、今、委員がおっしゃったように、5分割で計画を立てたけれども、他に売却することによって、それは大きく2分割というか、大きなブロックにならざるを得ないとかという、このこと自体は、そういった計画が出た段階でご説明に添う。問題は、あくまでも、これが工業用途に変わって土地を使っちゃうとか、そういう変わっちゃうとかということになると、極めて大きな問題になるものだから、それ以外であれば、いわゆる土地の所有者の変更に伴う事

業主体は変わっていくという、こういうことは何とか済むだろうというふうには思っています。

斉藤（裕）委員

終わります。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移ります。（「はい、ありません」と呼ぶ者あり）次、民主党・市民連合に移ります。

武井委員

マイカル問題について

今日の議題は、議案の40号、それから、今の副参事の経過報告でございますので、そこに絞って3点ほど質問したいと思います。

まず、報告の部分なのですが、今、斉藤（裕）委員からもいろいろと質問がありましたけれども、雇用の相談窓口を設置したという報告がございました。職員にいろいろ種類があるのですけれども、窓口の相談の対象者というのには何か制限があるのですか。

（企画）山田副参事

基本的には、マイカルが設置をしたということですので、まず一つは一義的にはマイカルの雇用契約を結んでいらっしゃる正職員、それから契約社員、それからマイカルが直接小樽ビブレで雇用しているパートさんですが、その方々がまず対象になると思います。

私どもはこの間、市長の方から、いわゆる撤退に伴って、テナントを残す配慮をしていただいて、テナントがその従業員を解雇しなければ、何とかいいのですけれども、そのテナントなり、営業委託契約を結んでいる店舗がそこを出ていくということになると、その従業員は解雇されるというか、そうなるだろうと想像していたことですから、その分についてもきちんとマイカルの相談室で相談を受けてくださいと。必要があればハローワークなり市の労政担当の方も、そういったところで取り扱いたいと、こんなお話をしていますので、基本的には、あそこの建物の中で、今回の措置によって雇用が不安といいますか、雇用をなくするという方々について対象にしたいなというふうには考えております。

武井委員

非常に親切な答弁で喜んでいるのですが、私は、マイカルの人たちだけかなと思ったら、テナントに入っていた、そういう人たちも対象にすると、非常に喜ばしいことで、ぜひとも、こういう範囲を広げて取扱い方をお願いしたいというふうに思います。

保留地の処分問題について

次の問題は、さきほど斉藤（裕）委員からもお話がありました保留地処分の協力の関係ですが、これには転売の禁止期限を盛られた関係もあるはずなのですが、それを破棄していくという趣旨だろうと私は理解しています。

そこで、3月29日の再生計画が基礎にあるわけですが、しかし、これは延期しませんと、こういうさきほどの説明でございました。

それで、この期限の破棄の問題は、さきほど再生計画が受理されてから言ってこいというような趣旨のご説明があったように記憶しているのですが、これは市の方では、一体いつごろまでといいますか、これらも早くいろいろ再生もしてあげたいし、どうせ協力するのであれば、できるだけ早目に処理した方がいいかなと思っていますので、このあたりの期限の問題についてどうお考えですか。

（企画）山田副参事

さきほど申し上げたのが、今の段階で公文書をいただいて、お願いしたいと言っても、もとの会社がつぶれてし

まえば、そんなものをもってもしようがないという趣旨で、基本的には民事再生計画というものを裁判所に提出をして、まず、それで再建計画を立てなさいということで、シナリオからいくと、多分5月末までに債権者集会が開催されて、裁判所の認可を受けるのは6月末くらいだろうと思うのです。

ですから、そういうスケジュールで、認可を受けてから早々またお話しをするということにもなりませんでしょうから、私どもとしては、少なくとも裁判所にそういう計画案を出して、これでうまく債権者に集会を開く段取りをなささいというのが3月の29日に出した直後にあると思いますので、その後に小樽に対して公の文書をいただいて、小樽市としてはご判断した結果、応援させていただく、こういう流れで考えておるといことで、そう遅い時期に判断するつもりは持ってありません。

武井委員

議案第40号について

議案の40号についてですが、議案の内容は、今月いっぱいを持って築港駅周辺地区の土地区画整理事業の特別会計を廃止したい、こういう趣旨の内容です。

私が聞きたいのは、14年度以降、万が一必要経費等が出た場合は、今回は特別会計は破棄されるわけですが、今後、これに関連するような事業が出た場合は、どういうふうなお考えをされていますか。

土木部次長

実は、区画整理事業の場合は、法律で最終的に事業が行われて、特会を設けなさいという規定は特にありません。ただ、明確に収支の関係をきちっとするために特会を設置させていただきました。

区画整理事業は、さきほどご説明申し上げたように、昨年10月1日だったと思いますけれども、条例廃止をしましたので、それ以降は、区画整理法に基づく仕事になりません。ですから、道路を補修するとか、道路を改めてそれより延長していくとか、そこの中の給排水、水道、下水道、そういったものをいじるということになると、従来までの土木とか水道とかの予算の中でやらざるを得ませんので、それについて、今後発生する場合は、現年度は予定はしていませんけれども、急きょ発生すれば、また、補正なり現計予算の中でやれるものについては、やるというような形になるかというふうに思います。

武井委員

今もお話がありましたように、今後、そういう経費が発生すれば、一般会計から土木の方の道路の費用なり、それらの方に振り向けたいという趣旨のようでしたが、私たちは、今日も予算委員会ですけれども、私たちは市の活性化特別委員会に付託をされて今やっていますけれども、これは恐らく理事者に問うべき問題ではない、これはむしろこちらの方で整理する問題かもしれないませんが、今、築港地区の特別委員会が廃止された後、市街地活性化は、今この委員会で築港問題も包含してやっているという趣旨です。

今度は、予算が伴わないというか、予算を破棄してしまった、お金の場合は土木の方に取られたりなんかしてあって、審議だけはここでやるのか。全部今後の審議は土木なりそちらの方で論議をするのか、所管の問題については、これは議会の方で十分論議しなければならないと思いますが、このあたりは、二股を割かれているような感じがするのですが、どういうふうな考え方を持っているか、理事者側の方としてのお考えをちょっとお聞かせください。

助役

条例も廃止し、それから特別会計も廃止するわけですから、さきほどご答弁しましたように、道路の補修が生じた場合には、一般会計の道路関係の予算で処理せざるを得ない。それからまた、下水道関係については下水道の特別会計で処理するということになるかと思いますが、今、武井委員がおっしゃるようなことがもしこれから発生した場合には、議会での審議のあり方ですけれども、それは、これからまた議会の関係者の方でいろいろ協議していただきまして、どういったことになるかということがあります。

武井委員

終わります。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、この際、意見調整のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後2時48分

再開 午後2時58分

委員長

会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党。

古沢委員

議案の47号について討論をいたします。

質問でも述べましたように、我が党は、提案されている議案第47号には賛成できません。

以下、簡単に申し述べます。

本来、中小企業センターを廃止してということを前提としたこの議案第47号であります。本来、中小企業センターは、我が党としては、機能アップこそすべきだという立場をかねてから主張してきました。

質疑の中でも申し述べましたように、仕事の割振り、そういった職場の側から、このセンターを機構改革、職員の再配置として位置付けるのではなくて、市民や中小企業にわかりやすく、相談・指導が受けやすい係、商工業者のために相談しやすい組織にしたい、こういう議論の中で出されていた市側の態度こそ、きちんと確立すべきだというふうに考えます。

したがって、中小企業センターの廃止を中心とした機構改革には同意できません。これを理由とすれば、議案第47号は、我が党は否決であります。

以上です。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより採決いたします。

議案第47号について採決いたします。

可決することに賛成の方のご起立を願います。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

議案第40号について採決いたします。

可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。